



山陽小野田市商品券
(愛称「スマイルチケット」)を配布します

物価高騰等の影響を鑑み、市民生活を支援するとともに、地域における消費喚起をするため、市内のお店で利用できる商品券(愛称「スマイルチケット」)を配布します。

- ◎給付額 給付対象者1人につき5千円(1,000円×5枚)
- ◎給付対象者 ①山陽小野田市の住民基本台帳に記録されている人
②山口東京理科大学生(市外に住所を登録していても対象)
- ◎配布開始 令和8年6月下旬頃(予定)
- ◎使用期間 商品券が届いた日から令和9年1月31日(日)まで

■商品券(愛称「スマイルチケット」)取扱店を募集!

【応募資格】市内に事業所、店舗を有する事業者

【取扱店の認定】

- 取扱いが可能な店舗には、取扱店登録証およびステッカー等を交付します。
- 共通券のみ利用できる店舗と専用券が利用できる店舗ではステッカー等の色が異なります。

【取扱店の遵守事項】商品券と現金(電子マネーを含む)の交換は禁止。釣銭は渡さない。公共料金、たばこおよび換金性の高い商品(有価証券、商品券、切手、印紙、プリペイドカード等)との交換は禁止。

※使用済商品券の換金は、市が指定する金融機関で行ってください。

【申込期限】3月19日(木)(期限後も随時申込可)

【申込方法】商工労働課、小野田商工会議所、山陽商工会議所に備付けの申込書に記入し申込先に提出 ※市ホームページからダウンロードできます。



関・国商工労働課 (☎ 82-1150)



物価高対応子育て応援手当の
申請期限は3月31日(火)です

物価高騰の影響を受ける子育て世帯を支援することを目的として、0歳から高校生年代までの子どもを養育する父母等に対し、子ども1人当たり2万円の「物価高対応子育て応援手当」を支給します。該当する人は、令和8年3月31日(火)までに申請が必要です。

支給対象者

- ①令和7年9月30日時点で山陽小野田市で児童手当を受給している人(児童養護施設を含む)
- ②令和7年10月1日から令和8年3月31日までに出生した児童の保護者のうち生計を維持する程度の高い人
- ③令和7年9月30日時点で児童手当を受給しており、本市に住民登録がある公務員の人
- ④令和7年10月1日から令和8年3月31日までに出生した児童の児童手当に係る申請を行った時点において、本市に住民登録がある公務員の人
- ⑤令和7年10月1日以降、本市において児童手当の受給者となった人(DV避難や離婚等によるもの)

※①に該当する人には、すでにお知らせを送付し、すでに手当を支給しています。②から⑤のいずれかに該当する人は申請が必要です。(②のうち令和7年10月1日から11月30日の間に出生した児童で、すでに児童手当が支給された人は申請が不要で、すでに手当を支給しています)

- ◎支給額 支給対象児童1人当たり2万円
- ◎申請期限
 - 令和8年3月31日(火)(必着)
 - 令和8年3月1日以降に出生したお子さんは、令和8年4月15日(水)まで(必着)
- ◎申請方法 WEB申請(窓口、郵送でも可)
- ※申請書は市ホームページからダウンロードできます。



【WEB申請】

関・国〒756-8601 山陽小野田市役所 子育て支援課 (☎ 82-1175)